

補正予算案について

1. 道の対応について

(1) 手法と効果について

民主党・道民連合議員会を代表して、提案された補正予算案について伺います。
今回の補正予算案は、緊急総合対策として、様々な事項を組み込んで編成されてはおりますが、中心となっているのは、公共事業による景気刺激という旧来型の手法となっております。知事は、こうした公共事業による景気刺激について、これまで「波及効果が薄く、地方の借金を積み上げる原因となってきた」との批判的な趣旨の見解を示してこられたはずですが、今回の補正についても同様の内容となっているのはなぜでしょうか。

まず、今回の国の補正予算への所見、併せてそれに準じた道の補正予算案の効果について知事の所見を伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

このたびの補正予算案についてであります、
国においては、「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、生活者の不安解消や防災対策、強い農林水産業の創出や中小企業の活力向上に要する経費などを盛り込んだ補正予算を成立させたところであり、これらの施策を推進することにより、国民の安心、安全などを図ることとしたものと受け止めております。

道においては、国の対策に呼応して、原油・原材料価格高騰等への対策や、道民の生活安心確保に向けた対策、中小企業の経営環境悪化への対策を柱とする補正予算案を、このたび計上したところであり、これまでに講じた施策と合わせ、また、国の対策とも相まって、厳しい状況にある各産業の支援や、生活における不安への対応に全庁を挙げて取り組んでまいりる考えであります。

私としては、こうした取組により道民の皆様の不安や負担が少しでも緩和されることを期待しているところであります。

(2) 財源の確保について

このたびの補正予算案は国の補正枠組みに沿うことにより、多額な道の財源投入が必要となったわけです。知事はこれまで、財政立て直し路線に伴って、公共事業を抑制して、道債残高を縮減していく方針を掲げてまいりました。

しかし、今回の補正に伴って116億円におよぶ多額の、道債が発行されることになるわけですが、このことによる財政立て直しに与える影響を、知事はどのように見ているのか伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

財政立て直しへの影響についてであります、この度の補正予算案においては、歳入の主なものとして、道債を約116億円増額補正を行ったところであります、このう

ち、公共事業費の財源として発行する補正予算債などについては、後年度において地方財政措置が講じられることとなっておりますが、いずれにしても、道財政への影響は、少なからず生じるものと考えているところであります。

私といたしましては、今後の財政運営に当たりましては、現在取り組んでいる「新たな収支対策」を基本としつつ、その時々々の収支見通しや諸情勢も見極めながら、引き続き、持続可能な行財政構造の確立に向けて全力で取り組んで参る考えであります。

(3) ゼロ道債事業について

このたびの補正の柱となります公共事業の中に、いわゆるゼロ道債事業が組み込まれました。この事業は例年、端境期対策として第4定例会に提案されてきた事業を、“先食い”、いわゆる前倒ししたものとされていますが、まもなく予定される第4回定例会での対策は、どうされるつもりなのかを伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

いわゆる「ゼロ道債」についてであります。この対策は、翌年度に実施する予定の道単独投資事業の一部について早期発注を行うことで、端境期における中小企業の受注機会の確保を図るものであり、これまで、第3回定例会又は第4回定例会において、措置してきたところであります。

今年度におきましては、国の「安心実現のための緊急総合対策」に呼応し、道の緊急総合対策として、ゼロ道債を含めた所要の対策を取りまとめたことから、この度の臨時会に、関係補正予算案として提案をしたところであります。

<指摘>

(4) 事業執行の見込みについて

このたび会計検査院から補助事業の会計処理が不適切だったと指摘がなされました。この原因の一つに、補助金の年度内使い切りのシステムがあるとの声もあります。そうした中での、久々の大型の追加補正となったわけですが、最初から5割もの繰り越し明許が組み込まれるようでは、景気や雇用にもたらす効果について、いささか疑問を感じるようになります。事業執行の見通しについて伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

事業の執行についてであります。このたびの現年度補正予算に係る工事については、年度内での完成を見込んでいるものや、工期が次年度にわたることから、繰り越しの手続きを必要とするものもあるところであります。

道としては、これらの補正予算に係る工事の実施にあたっては、速やかな発注に努め、雇用の確保や景気の下支えにつなげてまいりたいと考えております。

2. 国の今後の対応について

(1) 追加対策への所見について

さて麻生首相は、10月30日に、追加経済対策を表明しました。緊急としながらも、各事業の具体像、実施時期、そもそも追加補正提案の時期も示すこともすることなく、3年後の消費税引き上げの方針を、唐突に提示されたわけでありましたが、道が対応を迫られる、事業の見込みを含めた、知事の所見を伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

国の追加対策についてであります。去る10月30日、国において、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」の3つの分野の対策を重点的に実施することや、自立的な「内需主導型経済成長」への移行を後押しすることなどを柱とする「生活対策」が、追加対策として決定されたところであります。

道としては、本臨時会に道としての緊急総合対策を提案しているところでありますが、今般、国が打ち出した「生活対策」の具体的な内容や動向などを見極め、引き続き時機を失することなく、道として必要な対応に万全を期して参る考えであります。

(2) 「給付金」について

つぎに、追加経済対策の目玉とされているのは、全国民対象を対象とするのか、与党内部でも議論を醸し出している、総額2兆円余りに及ぶ定額給付金であります。

これは、過去の地域振興券を思い起こせば、その7割以上が貯蓄に回り、内需拡大効果には、ほとんど寄与しなかったという、輝かしい実績を残した制度のリメイク版であります。そもそも、緊急を言うことで、所得再分配の論議にふたをするような、全国民への現金給付という手法の妥当性には、各界から大きな疑問が投げかけられています。

給付額や実際の給付手法等の制度設計は、すべてこれからであるにもかかわらず、年度内に全国民に総額2兆円が給付されるということだけを宣伝するのは、まさに政権与党による「選挙目当ての究極のばらまき」であり、膨大で前例のない実務を突然に押しつけられる市町村にとっては、事務に関わる大混乱が確実に生じることは容易に想定できますが、知事は、この「給付金」について、どういう見解を持っておられるのかを伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

国が実施する給付金についてについてであります。このたび示された「生活対策」において、家計への緊急支援としての効果を迅速に実現し、また、低所得者にも広く公平に行き渡らせるために、仮称ではありますが、生活支援定額給付金を、総額2兆円を限度として、今年度内に実施することとし、その実施方法等について、早急に検討することとされているものと承知しているところであります。

私としては、この給付金が家計への支援の一つとして、生活者の不安を解消するといった効果が十分発揮されるよう、きめ細やかな制度設計の上、実施されることを期待し

ているところであります。

3. 道民生活の確保について

(1) 福祉灯油について

次に、道民生活の確保について伺います。

経産省は、10月28日に、「原油価格下落によって、一世帯年間2万円程度の負担軽減になるのは明るいニュース」との報道発表を行いました。石油・諸物価高騰に苦しむ国民、道民の生活実感と、かい離した、腹立たしいばかりの認識であります。

冬場の暖房費の増額に悩む道民の状況を踏まえれば、第3回定例会で、道が制度改正した福祉灯油について、対象者の拡大、支援額の増額を実施すべきと考えますが、所見を伺います。

また、対象者がもれなく制度活用できることが、道の施策としての最低限の義務と考えますが、実施の見込みをどう把握しているかを併せて伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

福祉灯油事業についてであります。福祉灯油事業につきましては、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて給付の対象となる世帯や給付額・給付方法などを定めているところであります。

道といたしましては、昨年来の灯油価格の高騰に対応するため、緊急・臨時的措置として、人口規模による補助基準額を撤廃するなど、制度の拡充を図ったところであり、それぞれの市町村において、地域の実情に応じながら、給付対象世帯や給付額の拡大など、福祉灯油事業の一層の充実に取り組んでいただきたいと思いますところであり、

今年度における市町村の福祉灯油事業の実施については、現在のところ、政令市・中核市を除く補助対象となる177市町村のうち、139市町村が実施の意向を示しており、他の市町村においても、実施に向けた検討を行っているところと承知しているところであります。

道といたしましては、全ての市町村において、この制度を活用していただけるよう、今後とも、積極的に働きかけてまいりたい所存であります。

(2) 福祉施設等への支援について

暖房を欠かせない福祉施設等への支援策も強く求められているところですが、道の対応は国への要請に止まっていると承知します。冬本番を控え、現場の状況を早急に把握し、早急な対応が必要と考えますが、所見を伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

福祉施設等への支援についてであります。道におきましては、これまで、原油価格高騰に伴う道内社会福祉施設の運営への影響を把握するための実態調査や、福祉関係団

体の方々との意見交換などを実施し、その結果を踏まえて、国に対し、措置費の増額や冬季暖房用加算制度の新設などについて、強く要望を行ってきたところであります。

こうした中、この度、国における「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、独立行政法人福祉医療機構において、急激な原油価格上昇や食料価格上昇に伴う物価高騰の影響により、一時的に資金不足が生じた社会福祉施設等に対して、経営の安定化を図るための新たな運転資金の融資を行うこととされたところであります。

道といたしましては、各社会福祉施設等に対して、本融資制度の周知に努めるとともに、引き続き、原油価格の動向に注視し、国に対し必要な要請を行って参る所存であります。

4. 産業活動への支援について

(1) 中小企業支援について

①融資の活用について

中小企業対策の柱は、制度融資です。しかし、その対策後に、世界的な金融危機が起きました。金融機関自体の経営が悪化し、融資どころか、貸し渋り、貸しはがしが強く懸念されております。

先般、民主党北海道が実施した道内金融機関のヒアリング調査では「貸したいが借り手がない」などの認識が金融機関から示され、制度融資が円滑に活用されていない状況が明らかになりました。

一方、地域の中小企業などからは、融資姿勢が厳しいとの声が聞かれるわけですが、融資制度が活用され、実効をあげていくために、実態調査等を含め、どう対応しているのか伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

制度融資の活用についてであります。最近の世界規模での金融市場の混乱などにより、金融機関の経営や収支状況に深刻な影響が懸念されるところであります。

道といたしましては、セーフティネット貸付など制度融資の拡充を図るとともに、こうしたことに起因して、中小企業への資金供給に支障の来すことがないように金融機関を直接訪問し、中小企業に対する融資状況の聞き取りを実施しているほか、国と連携して、全道14か所で企業との意見交換会を実施するなど、中小企業の資金調達環境の状況把握に努めているところであります。

さらに、銀行や信用金庫などに対しては、いわゆる貸し渋りなどのないよう、企業に対する円滑な資金供給の要請活動を行っているほか、信用保証協会や市町村など関係機関と連携して、10月31日から取扱いが開始された国の緊急保証制度などの普及や活用を図るなどして、中小企業の経営の安定化に努めてまいりたいと考えております。

②責任共有制度について

さて、昨年10月に信用保証制度が改正され、従来の保証制度による全額保証が、保

証80%、金融機関20%で分担する「責任共有制度」が導入されました。

これによって、金融機関の融資姿勢が、より慎重に転じるとの危惧があったわけですが、導入1年間を経ての融資実績、さらに審査に要する時間の実態などの状況をどう認識しているか伺います。

<答弁>（高橋はるみ知事）

責任共有制度導入による影響などについてであります。制度導入前の昨年4月から9月までの6か月間と、本年の同期間を比較すると、保証承諾額は、ほぼ同程度の額で推移しており、金融機関や商工団体からの聞き取りにおいても、制度の導入によることに限定した影響はないとの回答を得ているところであります。

また、融資の審査に要する時間については、企業の経営内容や担保・保証の状況など、個々の融資案件おのおのによって異なるものであり、制度の導入によって、影響があると一概に受け止めることは、難しいものと考えているところであります。

いずれにしても、長引く景気の低迷や原油・原材料価格の高騰に加え、今般の金融市場の混乱の影響などにより、本道の中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しくなることが懸念されていることから、今後とも、信用保証協会や金融機関と連携を図りながら、中小企業者への資金供給が円滑に行われるよう、きめ細やかな対応に努めてまいる考えであります。

③北洋銀行合併の影響について

10月14日に、北洋銀行と札幌銀行が合併し、道内2行体制になりました。道内4行が競争し、役割を分担し、企業金融を行っていた時代からすれば、企業側の選択肢は、大きく狭められきているわけではありますが、このたびの道内2行体制について、知事の認識を伺います。

また、この合併作業に伴って、特に旧札幌銀行側で、制度融資への対応が手間取っているとの声が、中小企業などから聞こえてきますが、どう把握しているのかを、併せて伺います。

<答弁>（高橋はるみ知事）

道内主要銀行の合併に伴う影響についてであります。中小企業への円滑な資金供給が行われるためにも、供給側である金融機関の経営の健全性が確保されることが重要であると考えているところであります。

このたびの北洋銀行と札幌銀行の合併により、経営基盤が強固なものとなるとともに、効率性が高まることなどにより、経営の健全性が確保され、ひいては道内の中小企業に対する円滑な資金供給がなされていくものと期待しているところであります。

また、今回の合併に際して、現在までのところ、システム障害などの発生や融資上の手続きに大きなトラブルが生じたとの報告もなく、順調に推移しているものと考えているところであります。

いずれにしても、顧客の利便性の向上と、地域経済の発展に貢献するという合併の目

的が果たされ、中小企業にとってもメリットが得られるよう、今後の動向を注視してまいる考えであります。

（２）農業への肥料・燃油対策について

①制度活用について

農業については、国と連動しての肥料・燃油価格高騰緊急対策の枠組みが提案されております。同様の対策が先行実施された漁業での対策の制度利用状況を見れば、十分に活用されるのか、という不安もあるところですが、どのように対策していくのかを伺います。

<答弁>（高橋はるみ知事）

肥料・燃油価格高騰緊急対策についてであります。肥料・燃油価格がかつてないほどに高騰し、農業経営に深刻な影響を及ぼしていることから、道としては、厳しい財政状況にはありますが、肥料費、燃料費の増加分の一部を支援することにより、農業者の負担軽減を図るための独自の緊急対策を本臨時会に提案させて頂いているところであります。

この対策は、肥料等の使用について、農家自らの削減努力を前提とする、国の緊急対策と併せて実施するものであります。道では、国に対し、これまでの削減実績を考慮するなど、弾力的な制度運営を強く求めてきたところであり、幅広い農業者を対象とすることができる制度として確立されたものと考えているところでもあります。

道としては、今後、こうした制度の内容をわかりやすくお示しした、リーフレットを配布するとともに、地域での説明会を開催して、周知徹底を図るなど、農業経営の安定と再生産の確保に向け、関係機関・団体と一体となって、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

②今後の営農見通しについて

今回の対策は、肥料・燃油の価格上昇分を補助するものとなっております。しかし、一向に価格が落ち着かない肥料を大量に使用する畑作、飼料価格が高騰したままの酪農などでは、今後の景気減退による産品価格の低迷も見据えて、年末、年度末に、見切りをつける形での離農者の増加が懸念されているところです。この問題についての知事の所見を伺います。

<答弁>（高橋はるみ知事）

今後の営農の見通しについてであります。肥料・燃油価格の高騰に伴い、経営費の大幅な増加が見込まれることにより、農協などからは、来年の営農について大変厳しいものがあるとの意見が出されているところであります。

私といたしましては、このような状況を踏まえ、少しでも農家の負担軽減を図り、意欲を持って営農に取り組んでもらうため、肥料などの価格上昇分に対する助成や、利子補給による低利な運転資金の融通などの対策を提案させていただいているところであり、

これらと併せて、土壌診断に基づく施肥量の低減による経営の効率化を推進するなど、引き続き、農業団体などとも十分に連携を図りながら農家経営の安定に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

5. 市町村支援について

(1) 緊急総合対策等について

次に、市町村支援について伺います。

国の緊急総合対策では、地方自治体対策として、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が全国枠260億円ほど設定されていますが、道及び市町村への交付額をどう見込んでいるかを伺います。

また、今回の補正予算案の財源対策としての減額の歳出不要見込額の中に、地域政策総合補助金6千万円が含まれていますが、どういう判断による減額なのかを伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

緊急総合対策に係る交付金などについてであります。地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金については、先に国から示された算定式により算出すると、道分として5千万円、市町村分として約33億7千万円が交付されるものと見込んでいるところであります。

また、補正予算案における地域政策総合補助金の減額については、市町村合併後の新たなまちづくりを支援することを目的として、今年度創設した「市町村合併緊急支援事業」分として6千万円を当初予算で計上したところでありますが、その交付対象として見込んでいた江別市と新篠津村の合併協議が調わず、また、現在、合併協議を進めている他の市町村においても本年度中には、この補助金を用いて行う事業の実施が見込まれないことから、今回、減額補正を行うこととしたところであります。

(2) 特別交付税増額について

併せて、原油・諸物価高騰に係わる地方の独自対策については、特別交付税で措置する枠組みが示されておりますが、その具体像が依然として明らかになっておりません。

これについて、道は地方財政措置の充実を国に求めていくとしてきたわけですが、国の負担割合の拡充、対象事業の拡充の見通しについて伺います。

<答弁> (高橋はるみ知事)

市町村の取組に対する特別交付税措置についてであります。道としては、先月16日、国に対し「安心実現のための緊急総合対策」に関する要望を実施したところであり、その際に、燃料費の増嵩に対応する福祉灯油事業をはじめ、燃料負担等の増加により深刻な影響を受けている農林水産業者や離島住民への支援など、地方公共団体の自主的な取組に要する経費などに対する財政措置について、措置内容の充実や所要額の確保を図るよう要望したところであります。

また、先般、総務省に対し、道内市町村の原油高騰対策に係る自主的な取組状況について説明したところでありますが、総務省からは、今後実施する市町村の取組状況調査を踏まえ、特別交付税の3月交付に向けて措置内容を決定していくと聞いているところでもあります。

市町村においては、今後、国や道の補正予算などに対応して更なる取組も予想されることから、道としては、市長会や町村会など関係団体とも連携しながら、こうした市町村の取組状況を的確に把握し、国に対し、措置内容の充実や所要額の確保などについて、引き続き、強く要望して参りたいと考えているところでもあります。

<指摘>

補正予算に関わる質問をさせていただきましたが、今回の補正に対する知事の基本理念がなかなか伝わってまいりません。

我が国の経済低迷はここ1・2年の話ではなく市場経済主義を推し進め、行き過ぎた規制緩和を展開してきた小泉政権と、その誤った改革に追随してきた安倍・福田政権の結果、長く底の見えない不況が続いていることは国民の共通認識となっています。

そこにとどめを刺したのがサブプライムローンに端を発した歯止めのない投機とその破綻であり、その結果として燃油の高騰・消費の低迷、金融破綻、規模の大小を問わない企業の倒産などが限りなく続いております。

先の総選挙は郵政民営化の是非を問うということだけで行われたのはご存じの通りであり、国民はそれ以外の国政運営に対して白紙委任状を与えたわけではありません。

その結果、直近の選挙である昨年参議院選挙では、自公政権の国政運営に対し国民はノーを突きつけたのであり、私たちはそれを民意と受け止めなければなりません。

麻生政権は、解散政権として生まれたにも関わらず、国民の信を問うことを先送りし、内閣支持率の低迷の中にあっても自らの政権維持に汲々としております。

今や、国民の痛みは我慢の限界を越えており、瀕死の状態にあります。

その中で行われた今回の国の補正予算は、国民に「ばらまき」と揶揄される補正予算となりました。

そして、そのツケは3年後の消費税率の引き上げであると麻生総理は明言しております。

併せて今回の国の「安心実現のための緊急総合対策」は、その財源措置における交付金・国庫負担金を見ても明らかなように、景気対策は地方自治体の負担の上に成り立っていることは明白であります。財源確保について国に強く要請することを指摘いたします。

さて、今回の補正予算は、国内でも景気低迷が顕著である我が北海道の経済や道民生活に対する知事のメッセージであるはずですが、答弁をお聞きする限りでは、国の補正予算や準じる道の補正予算案が喫緊の課題である道内経済や道民生活にどのような効果をもたらすのかが必ずしも明確に表明されておらず、国の補正予算に追随することが大きな柱となっている印象を強く受けるものであります。

ゼロ道債や繰り越し明許は、前倒しや例年通りだけのものであり、今後の追加対策も国の動向を見極めて対応するというものです。

例えば、福祉灯油における非課税世帯への給付についても、実施していない市町村に対し、まず道が率先して誘導策を打つべきと考えますし、中小企業への融資については、借りたくても返済の計画を問われると口を閉ざさざるを得ない現実にどのような光を充てるのか、本当に困っておられる中小・零細企業等に手を差し伸べる、実態に即した実効性のある制度融資でなければ効果が期待できない絵に描いた餅となってしまいます。

また、農業対策については、年末・年度末に見切りを付ける形での離農者の増加が懸念されていることに対し、万全を期しているようにお答えですが、特に全道各地域の大規模専業農家においては経営継続についての不安の声があちらこちらから出ています。

加えて、食品加工工場の全道規模での撤退の動きが有り、地域経済に及ぼす影響は大きなものと思われまます。

これらの問題は、知事が今後の地域経済の大きな柱と位置づけている食品産業振興に暗い影を落とすことになると危惧されるものです。

道は早急に実態調査を行い経営の継続についての対策を急ぐべきであることを強く指摘いたします。

以上述べましたように、今回の補正予算案は必ずしも道内事情を反映したものとはいえず、道内経済や道民生活への効果は薄いものと指摘せざるを得ません。

改めまして、今後明らかになる国の具体的な内容などを見極めると同時に、道の独自対策も積極的に取り組んだ二次補正も視野に入れた適時・適切な対応を求めておきます。

最後となりますが、今回は公共事業を含めた大型補正となっておりますが、過日、会計検査院から指摘された事項について適正に対処されることを指摘いたしまして、質問を終わります。